

# 意見書 (医師記入)

すみれ保育園施設長 殿

園児氏名

年 月 日 生

(該当疾患に☑をお願いします)

感染症名	登園のめやす
麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過してから
風疹	発疹が消失してから
水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱 (アデノウィルス) プール熱	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111 等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
その他 ( )	医師により登園が認められるまで

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

㊞

※医師の方へ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、医師により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際は、この「意見書」を保育園に提出してください。

※本様式は厚生労働省の「保育所感染症対策ガイドライン」に基づき、作成しています。